

令和7年度 第2回中標津町地域公共交通活性化協議会 議事録

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
(中標津町町民生活部生活課)

- 1 日 時 令和7年12月11日（木） 10:00～
- 2 場 所 中標津町役場 3階 301会議室
- 3 出席者 遠藤会長、他委員16名、アドバイザー、オブザーバー、事務局3名
- 4 議 題 議案第1号 町営バス路線実証運行の状況について
議案第2号 中標津町地域公共交通計画の変更及び、中標津町地域公共交通利便増進実施計画（案）の策定について
議案第3号 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の計画変更届出について
議案第4号 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）に係る事業評価について

5 議事の経過

（1）協議会運営に関する報告

- 出席者数は過半数を超えるため、協議会設置要綱第6条第2項より会議は成立。
- 欠席の中瀬委員（計根別町内連合会）は、議決権を会長へ委任。
- 出席予定の丸山委員（根室振興局）、秋穂委員（根室交通（株））は、根室一別海間で発生した事故に伴う通行止めにより欠席。

（2）議案第1号 町内バス路線実証運行の状況について

- 実証運行を行っている町内バス路線の利用状況及び、利用者意見を踏まえた修正案について、事務局より説明。
- 修正については、基本的には本格運行（令和8年4月）開始時を想定。しかし、中標津高校、りんどう園、養老牛線通学便のダイヤ修正については、年明け（1/6）から適用する方向で検討中。
- 町民への周知として、路線や時刻をまとめた「地域公共交通マップ」を作成し、町広報誌3月号への折込を行う方向で進めている。

●質疑

【委 員】

- ・実証運行に対する意見や要望はこれからも出ると思うが、期限等は設けているのか。

【事務局】

- ・期限は定めていない。しかし、「地域公共交通マップ」の作成スケジュールを考慮すると、1月までにいただいたご意見の反映、検討と考えている。それ以降

にいただいたご意見については、本格運行開始後に継続的に検討していきたい。

【委 員】

- ・マップの構成案等について、今後、委員から意見を出す場等は検討しているか。

【事務局】

- ・必要に応じて臨時で協議会を開催することを考えており、書面会議でご意見をいただく等を想定している。

【委 員】

- ・土日祝日について、外出したいという要望もあると思うが、例えば、平日の便数を減らして対応することはできないか。
- ・土日祝日は「お買い物便」で移動するのか。

【事務局】

- ・土日祝日の運行は問い合わせ等もいただいているが、バス車両、運転手確保の状況から難しい状況。
- ・平日の便数を減らして、という部分については、法律上定められている運転手の拘束時間の問題がある。始発前準備からその日の終業までが拘束時間となり、合間の休憩時間も含まれるため、便数を減らしても最終便の時間を繰り上げる等しなければ、拘束時間は変わらないものとなる。
- ・そのため、現在は平日に注力し、きめ細かく運行するダイヤとしている。
- ・「お買い物便」については、郊外に住んでいる方を市街地まで送迎するものだが、平日の運行となっている。
- ・現時点では土日祝日の運行は難しいが、将来的に運転手等のリソースが確保できた場合には、運行再開する可能性はある。

【会 長】

- ・議案第1号について、紙面に示した内容で修正等を図っていく方向でよろしいか。
⇒ 異議なし ⇒ 議案第1号について承認

(3) 議案第2号 中標津町地域公共交通計画の変更及び、中標津町地域公共交通利便増進実施計画（案）の策定について

○令和5年7月に策定済みの交通計画について、現在、実証運行中の路線再編及び、今後実施予定の各種事業について概要記載を行うほか、策定に向け進めている「利便増進実施計画」を踏まえ、計画期間を令和9年度までの5年間から令和12年度までの8年間に延長。あわせて、利便増進実施計画（アクションプラン）の策定を踏まえ、本計画を「マスタープラン」に位置付け、名称も「中標津町地域公共交通マスタープラン」に変更する。

○前述の「利便増進実施計画」について、路線再編、今後実施予定の事業（料金支払い方法改善、地域ワークショップ開催等）を記載した「中標津町地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、国へ認定申請を進めていく方向。

【会 長】

- ・議案第2号について、紙面のとおり決定し、交通計画変更、利便増進計画策定を

進めてよろしいか。

⇒ 質疑等なし ⇒ 議案第2号について承認

(4) 議案第3号 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の計画変更届出について

○本年6月の書面会議で承認を受け、既に国認定済みの「令和8年度フィーダー計画」について、10月～11月を実証運行期間としていたが、議案第2号に示した「利便増進実施計画」の策定を踏まえ、実証運行期間を令和8年3月までの半年間に延長するもの。

【会長】

- ・認定済みのフィーダー計画について、当初申請から実証運行期間を延長する変更申請をするもの。質疑等あればお願ひする。

⇒ 質疑等なし ⇒ 議案第3号について承認

(5) 議案第4号 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）に係る事業評価について

○フィーダー系統補助金の支援を受けている町有バス路線（俣落線、武佐線）について、活性化協議会による事業実施状況の確認・評価を行い、北海道運輸局への報告が必要なため諮るもの。

【会長】

- ・補助を受けている町有バス路線について、毎年度、協議会で事業評価が必要なもの。質疑等あればお願ひする。

⇒ 質疑等なし ⇒ 議案第4号について承認

(6) その他

【アドバイザー】

- ・実証運行は始まったばかり。再編内容はまだ町民に浸透していない。
- ・利便性が向上しているにも関わらず、利用者が伸びていないのは、これまで長年走っていた路線が大幅に変わり、浸透していない。他自治体でも同様の状況があり、仕方のないこと。短期間の数字で一喜一憂するのではなく、長期的な視点で見ていくことが重要。
- ・本日、協議したように、細かいニーズに対応し適宜修正を図ることで利用の伸びも想定される。もちろん、応えられない内容もあると思うが、できることから進めていくことが重要。
- ・利便増進実施計画策定のメリットは、国補助をより多く活用できることにある。
- ・計画期間を最大の5年間に設定することで、補助を最大限活用し、これに伴い策定済みの交通計画も期間を延長し、連動したものとしていく。
- ・地域交通は一つ一つの積み重ねが重要で、劇的な変化が生じることはないが、こうした丁寧な取り組みで確実に成果は出てくると思う。

【委員】

- ・土日祝日の運行が難しいことは理解した。
- ・平日利用を促すため、例えば、商業施設と連携して平日セール等ができれば町民

の移動ニーズが変化するのではないか。

【会長】

- ・各商業施設の営業戦略もあるため、積極的に働きかけを行うことは難しいが、今回の再編で各施設へのアクセス性は向上しているため、商業施設側がバス利用者ニーズを活用することも考えられると思う。

【委員（釧路運輸支局）】

- ・利便増進実施計画の目的は、利用者の利便性向上のほか、持続可能性を高めること。利便性向上により利用者増を図り、収支率を改善していく観点。
- ・釧路根室管内では、釧路市に続いて2例目であり、今後も支局としてサポートし、より良くしていきたい。

【委員】

- ・再編により、バス停が増え、便利になったという声を聞いている。

（7）閉会

【会長】

- ・最後に、本日の議案資料について、ボリュームもあり、委員の皆様には事前送付と考えていたが、作成に時間を要し当日配布となった。本来、このような議案であれば事前送付により確認いただくところであり、次回以降については事前送付できるよう進めていく。

【事務局】

- ・本日、議論・承認をいただいた本格運行に向けた修正、計画変更、策定について隨時、進めていく
- ・例年のスケジュールでは次回協議会は3月頃だが、別途、審議事項等が発生した場合は、書面等で臨時に諮ることとなるため引き続きよろしくお願ひする。